

令和3年10月28日

保護者各位

石垣市教育委員会
教育長 石垣 安志
(公印省略)

11月1日からの活動について（お知らせ）

平素より、学校における新型コロナウイルス感染症対策にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

令和3年10月21日、沖縄県新型コロナウイルス感染症対策本部による警戒レベルが第4段階から第3段階へと引き下げられ、10月1日より沖縄県が実施している「経済活動再開に向けた感染拡大抑止期間」が10月31日で終了となります。

つきましては、みだしの件について、下記のとおりとします。

引き続き新型コロナウイルス感染拡大防止の取り組みへのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

記

1. 実施期間 令和3年11月1日（月）～

2. 学校関連

感染拡大防止対策を徹底しながら教育活動を継続します。

① 授業（給食含む。）⇒通常どおりとします。

※「学校の新しい生活様式」2021.4.28Ver6を参考

②部活動等

感染の予防・衛生管理の徹底等、最大限の取り組みを行うことを条件として、 学校長の許可の下、次のとおりとします。

(1) 通常活動を可とします。

※「石垣市運動・文化部活動及びスポーツ少年団等の在り方に係る方針」遵守をお願いします。

※活動時間、終了時間、休養日設定の厳守をお願いします。

※「自主練習」と称した集団での活動時間外活動は自粛をお願いします。

(2) 生徒のみでの活動ではなく、指導者がしっかりと児童生徒の様子を観察し、異変があれば適切に対応できるようにしてください。

(参加者記録や健康観察等)

(3) 発熱等の風邪症状がある場合には、児童生徒及び指導者等も活動に参加しないようにしてください。

※地域のスポーツクラブ及びスポーツ少年団等に係る児童生徒については、所属する団体及び石垣市スポーツ少年団等のガイドラインに則り感染症対策を行うこと。

③ 大会等派遣 ⇒可とします。

※派遣先等での感染対策及び帰島後の体調管理を徹底してください。

④ 学校施設（体育館等）⇒外部者の施設利用を可とします。

3. その他取扱い

- (1) 児童生徒（本人のみ）に発熱等の風邪症状がみられるときは、出席停止とします。また、登校時や登校後に風邪症状がみられた場合にも同様の取扱いとし、安全に帰宅させますので、症状がなくなるまで自宅で休養させてください。
- (2) 家庭内に濃厚接触者（親兄弟等）がいる場合、その児童生徒は、出席停止とします。ただし、当該濃厚接触者が検査で「陰性」と判定されたときは、登校が可能となります。
- (4) 郡外に移動した場合
児童生徒及び学校関係者
旅行前に在籍校へ旅行届を提出し、帰島後2週間、健康観察と同居者以外との会食等控えるようお願いいたします。

その他確認・質問等は、各学校へお問い合わせください。